

あなたの会社、強くして見せます！

TFSアカデミー

2022年4月26日(火)



大切な経営者に贈る
経営力UPセミナー

60分で会社を強くする！
ポイント戦略

TFSコンサルティンググループ代表
TFS国際税理士法人理事長

山崎 泰

本日の内容

1. 賃上げ税制
2. 事業復活支援金
3. 令和3年度補正予算・事業再構築補助金
4. ものづくり補助金
5. 小規模事業者持続化補助金
6. 中小企業活性化パッケージ

2022年度情報のおさらい

- 2021年12月21日・・・令和3年度補正予算
(再構築補助金・ものづくり補助金・持続化補助金)
- 2021年12月24日・・・税制改正大綱 閣議決定 (賃上げ税制)
- 2022年1月1日・・・電子帳簿保存法施行
- 2022年1月31日・・・事業復活支援金 (～5月31日)
- 2022年3月4日・・・中小企業活性化パッケージ (認定機関の伴走支援)
- 2023年10月1日・・・インボイス対応

1. これまでの賃上げ税制（所得拡大促進税制）

所得拡大促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合にその増加額の一部を 法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度。

制度の概要（R3.4.1～R5.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象）

個人事業主については、令和4年から令和5年までの各年が対象

適用要件

税額控除

《通常の場合》

雇用者給与等支給額（※3）が前年度と比べて1.5%以上増加



控除対象雇用者給与等支給増加額（※4）の15%を法人税額又は所得税額から控除

《上乗せの場合》

雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと



控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除

- ①教育訓練費（※5）が前年度と比べて10%以上増加していること
- ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画（※6）の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

《税額控除額の上限》
法人税額又は所得税額の20%
（通常・上乗せ共通）

1. これまでの賃上げ税制（税額控除とは）

売上 - 経費

利益 ± 申告調整

課税所得 × 税率(約3割)

法人税等 - 税額控除

例) 経費150万

150万×税率(約3割)

→ 法人税額約**50万**の減税効果

例) 税額控除150万

法人税額から直接減税

→ 法人税額**150万**の減税効果

1. 賃上げ税制の全体像

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すため、賃上げに係る税制措置が抜本的に強化される。一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置が強化される。

<賃上げに積極的な企業への支援>

① 中小企業向け

控除率：最大40%

(現行：最大25%)

教育訓練増 + 10%

積極的賃上げ + 15%

賃上げ 15%

賃上げを促す
アメの部分

② 大企業向け

控除率：最大30%

(現行：最大20%)

教育訓練増 + 5%

積極的賃上げ + 10%

賃上げ 15%

株主・従業員・取引先等に配慮した
経営への取り組みを宣言

大規模な企業(★)は
賃上げ方針等の公表も要件

<賃上げに消極的な大企業への措置>

③ 大企業の研究開発税制等の不適用措置

大規模な企業(★)
かつ前期黒字

賃上げを促す
ムチの部分

賃上げ要件を強化

★大規模な企業：資本金10億円
以上かつ常時使用従業員数
1,000人以上の大企業

1. 賃上げ税制の現行と改正

<中小企業の所得拡大促進税制の拡充> ※個人事業者も同様

項目		現行制度	改正
適用時期		令和5年3月31日までに開始する各事業年度	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
適用要件		雇用者全体の給与総額：前期比1.5%以上増	
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の前期からの増加額	
控除率	基本	15%	
	上乗せ	①と②の両方を満たす場合 +10% ①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増 ②イまたはロのいずれか イ：教育訓練費：前期比10%以上増 ※確定申告書に教育訓練費の明細書を添付 ロ：経営力向上の証明（経営力向上計画）	①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増 +15%
			②教育訓練費：前期比10%以上増 +10% ※教育訓練費の明細書を保存
			(経営力向上の証明要件は廃止)
	最大	25%	40% 引上げ (①のみ：30%、②のみ：25%)
控除上限		法人税額×20%	

雇用者全体に対する分配を促す点を維持

個々に要件満たせばOKに

賃上げを促すアメの部分

控除率は過去最高水準に引き上げられた一方、「控除上限」は据え置かれている点に注意

1. 賃上げ税制の注意点

■ 新税制は4/1以降開始の事業年度

- ・ ・ ・ 2022年6月決算は現行制度（経営力向上計画の準備は大丈夫？）

■ 教育訓練費の確認もれに注意（控除額10%UP）

■ 新税制は雇用者全体給与支給額で算定

- ・ ・ ・ **従業員数増加**による給与支給額増加で対象

■ 給与は月例給与だけでなく、**賞与**など給与所得となるものは対象

■ 給与支給増加額の最大40%まで税額控除されるが**法人税額の20%が上限**

2. 事業復活支援金の概要

<事業復活支援金とは>

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以上または30%～50%減少した事業者に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した額を一括給付。上限額は、売上高に応じて、三段階に設定（売上30～50%減少の事業者に対しては上限額を6割として給付）

給付額

2021年11月～2022年3月の売上減少額を基準に算定した金額を5か月分支給。上限額は下表参照。

売上高 減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	最大 250万円
▲30%～ 50%	30万円	60万円	90万円	150万円

給付対象条件

要件 1

地域、業種を限定しない中堅・中小企業、個人事業主、フリーランス

要件 2

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月の間のいずれかの月の売上高が、前年もしくは前々年の同じ月より30%以上減少していること

法人は上限 **最大 250万円** を給付

個人事業主は上限 **最大 50万円** を給付

2. 事業復活支援金(給付額の決め方)

	2021年		2022年			合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
売上	100	120	110	120	140	590

	2020年		2021年			合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
売上	110	130	100	140	140	620

	2019年		2020年			合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
売上	190	250	150	130	110	830

	2018年		2019年			合計
	11月	12月	1月	2月	3月	
売上	150	200	190	190	170	900

・ 給付額 = (基準期間の売上高) - (対象月の売上高 × 5か月)

(万円)

⇒ 830 - (120 × 5) = 230万円となり、230万円が給付額になる。

※ただし、給付上限額の方が低い場合は給付上限額が給付額となる

・ 【売上減少率60%で年商9,000万円】 < 【売上減少率52%で年商1億1,000万円】



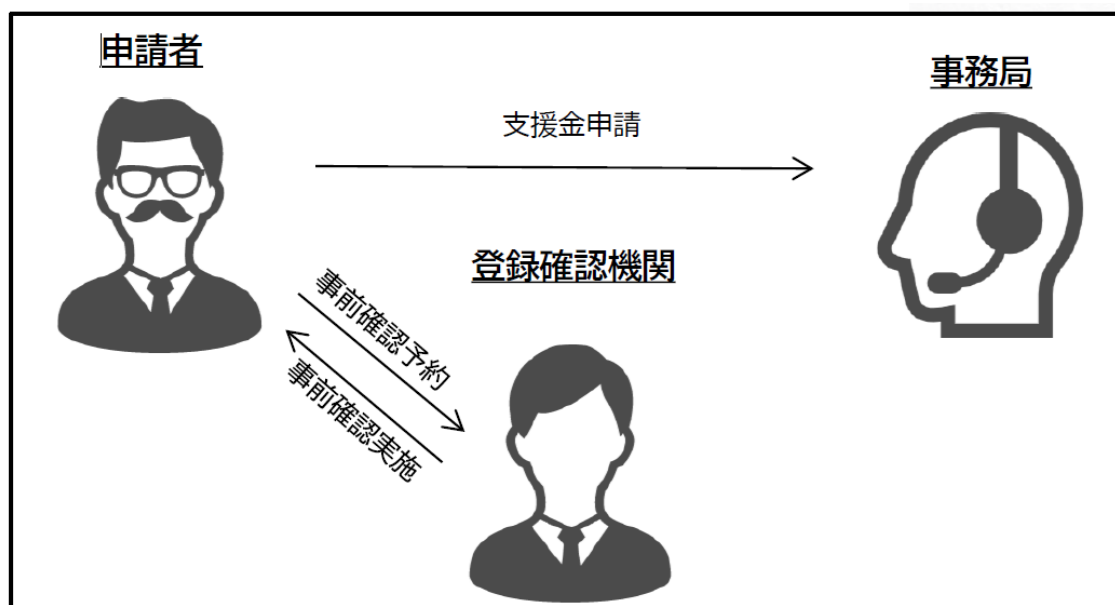
TFSコンサルティンググループは、ご自社・ご自身で自動判定できるツールをご提供しています！

<https://mi-g.jp/mig/office/download/id/3474?office=7iWLeQw%2FZBk%3D>

2. 事業復活支援金の注意点

■ 登録確認機関による事前確認

不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請希望者が、事務局が登録した登録確認機関により、申請に関する事前確認を実施する予定です。登録確認機関は認定経営革新等支援機関や商工会、税理士・会計士・弁護士等が登録可能となっています。



TFS国際税理士法人にご依頼頂く場合は、事前にご連絡の上、5月26日(木)までにすべての必要書類をご提供ください。

- 5月31日期限に間に合うように
必要書類等の準備をおこないましょう
- 最大額をもらえない可能性がある？
⇒月次売上減少率だけの判断はキケン！

令和3年度補正予算内容

■ 中小企業等事業再構築促進事業（6,123億円）

- ・ 事業再構築補助金

■ 中小企業生産性革命推進事業（2,001億円）

- ・ ものづくり補助金
- ・ 小規模事業者持続化補助金
- ・ （IT導入補助金）
- ・ （事業承継引継ぎ補助金）

3. 事業再構築補助金の概要（第6回公募より）

補助金額・補助率

※通常枠

第6回公募より、補助上限額が縮小しました

従業員数	補助金額	補助率
20人以下	100万円～ 2,000万円	中小企業：2 / 3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1 / 2 (4,000万円超は1/3)
21人～ 50人	100万円～ 4,000万円	
51人～ 100人	100万円～ 6,000万円	
101人以上	100万円～ 8,000万円	

TFS国際税理士法人にご依頼希望の方は、事前にご連絡くださいませ。ご契約いただきました方には、申請ガイドブックをご提供させていただきます。

① 事業再構築要件

事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること

② 売上高減少要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。

③ 認定支援機関要件

事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること

④ 付加価値額要件

補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること

※付加価値額の定義は、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの

3. 事業再構築補助金の変更点(第6回公募より)

①売上高10%減少要件の緩和

要件期間に変更あり、複数要件から
10%以上減少していることの1つの要件へ

②回復・再生応援枠の新設

緊急事態宣言特別枠の廃止に伴い
業績が厳しい事業者向けの
新しい申請枠が開始

④通常枠の補助上限額の見直し

現在の従業員規模に応じた補助上限額が
変更され2,000万円の枠が開始

③グリーン成長枠の新設

グリーン分野での事業再構築を通じて
高い成長を目指す事業者を対象に
新しい申請枠が開始
* 14分野で掲げた課題の解決
* 売上10%要件なし
* 付加価値年率は3%⇒5%へ
* 1度採択でも2回目OK！

⑤補助対象経費の見直し

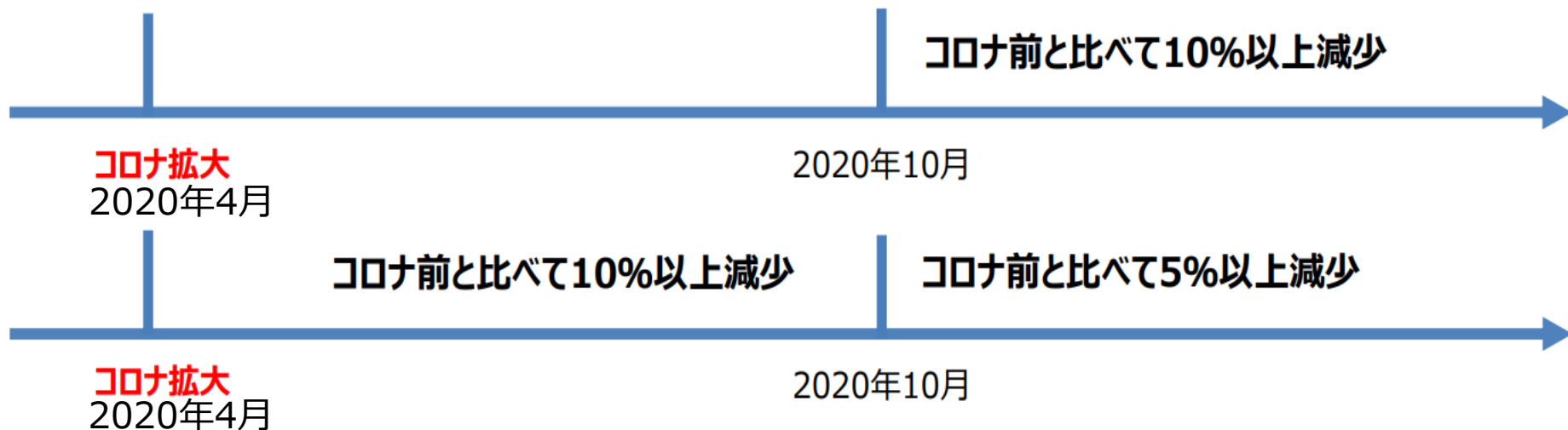
- ・「建物費」が原則、改修の場合に制限される
新築の場合は、一定の制限が設けられる
- ・「研修費」が補助対象経費総額の
1 / 3に制限される

3. 事業再構築補助金の売上高10%減少要件の緩和

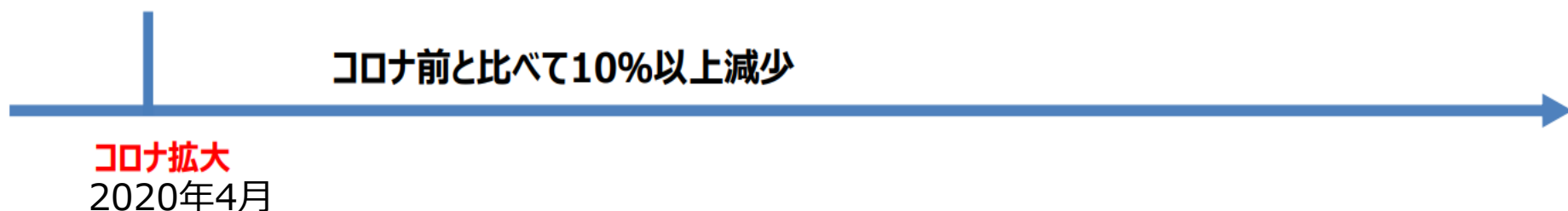
売上高10%減少要件の緩和

第5回公募まで…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば、2020年10月以降はコロナ前と比べて5%以上の減少でも申請可

～以下のどちらでも申請可能～



第6回公募から…コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可



3. 事業再構築補助金の14分野

成長枠成長が期待される14分野

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 洋上風力・ 太陽光・地熱 ・2040年、3,000～4,500万kWの案件形成【洋上風力】 ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野【太陽光】 1	 水素・ 燃料アンモニア ・2050年、2,000万トン程度の導入【水素】 ・東南アジアの5,000億円市場【燃料アンモニア】 2	 次世代 熱エネルギー ・2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	 原子力 ・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	 自動車・ 蓄電池 ・2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	 半導体・ 情報通信 ・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	 船舶 ・2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現 7
 物流・人流・ 土木インフラ ・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	 食料・ 農林水産業 ・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	 航空機 ・2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 10	 カーボンサイ クル・マテリアル ・2050年、人工光合成プラを既製品並み【CR】 ・ゼロカーボンスチールを実現【マテリアル】 11	 住宅・建築物・ 次世代電力 マネジメント ・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB【住宅・建築物】 12	 資源循環関連 ・2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	 ライフスタイル 関連 ・2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適なくらし 14

出展：経済産業省グリーン成長戦略(概要)より

参考

👉 中小企業庁 『事業再構築補助金の概要』

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0328

👉 事業再構築補助金事務局ホームページ

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

4. ものづくり補助金

■制度のポイント（ものづくり補助金）

革新的な事業推進のために設備投資額に対して最大2,000万円が補助される制度

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円・1,000万円・1,250万円 (※従業員規模により異なる)	原則1/2 (※小規模事業者・再生事業者は2/3)
回復型賃上・雇用拡大枠		
デジタル枠	1,000万円・1,500万円・2,000万円 (※従業員規模により異なる)	2 / 3
グリーン枠		

4. ものづくり補助金

■申請時の注意点・変更点

① 従業員規模に応じた補助上限額の設定

従来一律1,000万円としていた通常枠の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円に見直し

② 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。また、企業再生に取り組む（※）事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げ（通常の中小企業は1/2）、手厚く支援。

（※）中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）

③ 3つの新しいタイプの創設

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」・「デジタル枠」・「グリーン枠」の3つが新しく創設される。これらに伴い、9次公募で「低感染リスク型ビジネス枠」の申請類型は終了される。

■申請のポイント

事業終了後4年以内に、以下の達成を目指した事業計画を作成する必要があります。

- ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
- ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
- ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

電子申請による受付へ完全移行

電子申請が必要

電子申請には、GビズIDプライムが必要となります。

利用するためのアカウント取得には2～3週間程度かかる可能性があります。

5. 小規模事業者持続化補助金の概要

●小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

類型別の補助上限額と補助金率

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2 / 3 (※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠（新設）	200万円	
新陳代謝枠（新設）	200万円	
インボイス枠（新設）	100万円	

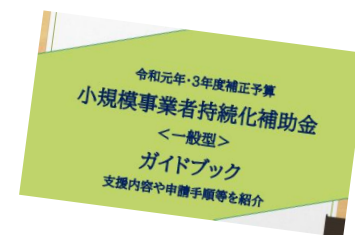
補助対象者の要件

業種	人数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

参考

👉 小規模事業者持続化補助金 ガイドブック

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/shinsei.html



5. 小規模事業者持続化補助金の概要

■ 導入例

- ・ 新たな販促用P R（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・ 新たな販促用チラシの作成、送付
- ・ 新商品を陳列するための棚の購入
- ・ ネット販売システムの構築
- ・ 新商品の開発
- ・ 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）



出典：令和元年度補正小規模事業者持続化補助金公募要領

幅広い内容の取組が対象となります！

5. 補助金申請の注意点

■ 細かな要件を漏れなく確認（売上減少額や付加価値額増加率など）

■ 事業再構築補助金とものづくり補助金はどちらを選択？？

- ・・・ 現有業務の納期短縮などの生産性向上や品質向上を目指すならものづくり補助金
- ・・・ 新たな分野へ事業展開等のチャレンジを目指すなら事業再構築補助金

コロナの影響を受けていれば補助金活用を検討しましょう！

インボイス対応にも補助金活用

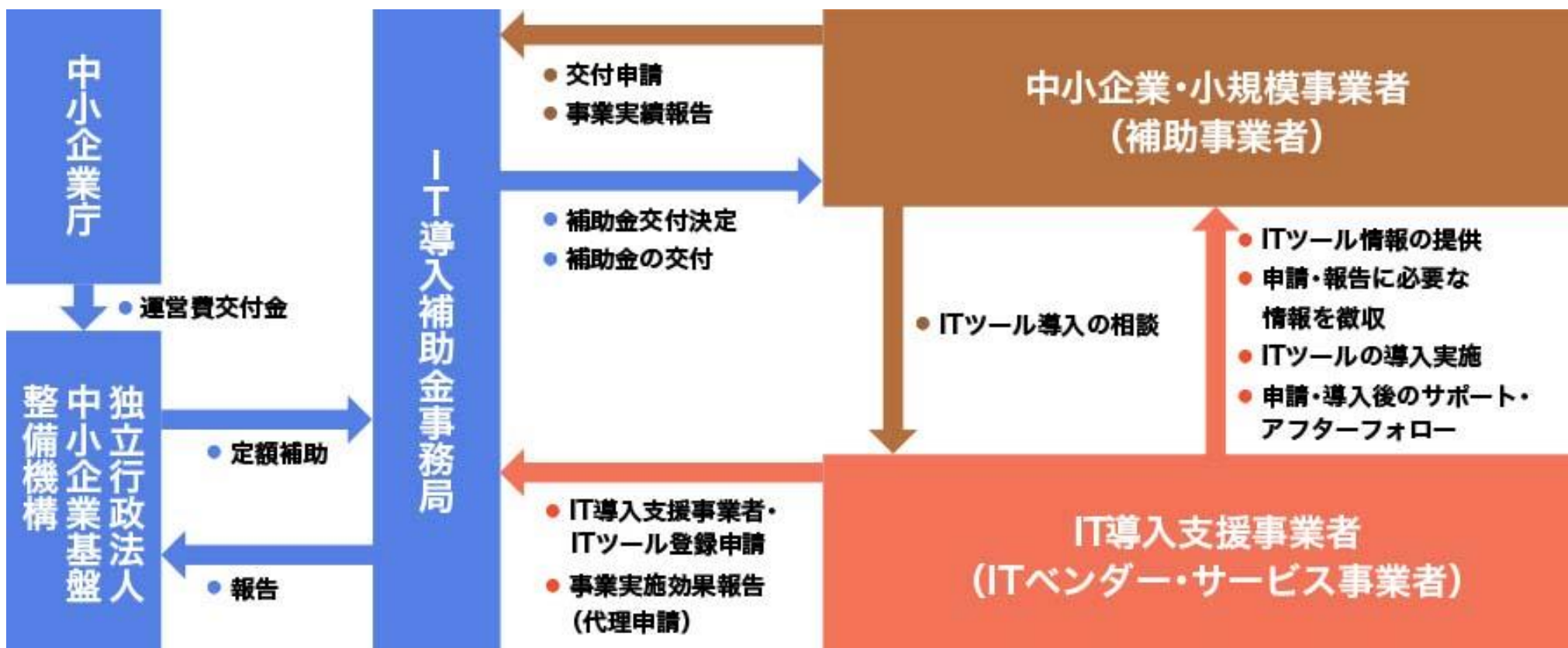
- IT導入補助金(会計ソフトやPCタブレットも)
- 小規模事業者持続化補助金



6. IT導入補助金

IT導入補助金2022

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールの導入を支援する補助金です。



6. 経営改善計画策定支援補助金 (中小企業活性化パッケージ)

- 認定経営革新等支援機関による計画策定支援に加え、計画実行までの伴走支援(フォローアップや助言等)を強化。また、会社と経営者の資産の区分など、**経営者保証の解除に向けた取組も支援**。
- あわせて、伴走支援を実施した場合に限り、計画策定支援費用に対する支援を実施する運用へと変更。

4月1日以降の経営改善計画策定支援事業のイメージ

【活性化パッケージ】

金融庁と財務省が連携し
コロナ資金繰り支援の
継続を強化する

主に資金繰り対策の
パッケージ

・中小企業再生支援協議会
・経営改善センター



中小企業活性化協議会へ

	(現在)	(4月1日～)
補助対象経費	①DD・計画策定支援費用 ②モニタリング費用	①DD・計画策定支援費用 ②伴走支援費用 ③金融機関交渉費用(*)
補助率	2/3	2/3
補助上限額	①・②あわせて 200万円	①200万円 ②100万円 ③10万円(*) } 計300万円

認定機関の伴走型支援の強化

(*) 経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等(認定経営革新等支援機関)を活用する場合。

6. 経営改善計画策定支援補助金と 中小企業活性化パッケージのポイント

■405事業（経営改善計画補助金）の拡充（伴走型支援）

…最大200万円 ⇒ 300万円へ増額

■政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等

…コロナの影響で業績悪化企業に対し実質無利子・無担保融資、危機対応融資（＊）

⇒融資期間15年⇒20年に延長（期限：6月末まで延長）

■セーフティネット保証4号の期限延長

…一般保証（最大2.8億円、80％保証）に上乗せした別枠保証（最大2.8億円、100％保証）

⇒期限3月1日⇒6月1日まで延長

参
考

👉金融庁 中小企業活性化パッケージ 概要

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006-1.pdf>



TFSコンサルティンググループ

業務ご案内

1. 会計顧問・税務顧問	・記帳代行 ・経理決済代行 ・税務申告 ・税務コンサルティング ・法人決算対策 ・個人節税対策 ・相続対策 ・生前贈与
2. 経営顧問・社外取締役	・会社経営コンサルティング ・月次事業計画書、資金繰り作成 ・中期経営計画策定 ・予算実績管理 ・各種社内体制整備
3. 財務顧問・資金調達	・創業融資サポート ・資金調達サポート ・提携金融機関紹介 ・リスケ or 一本化金融支援 ・経理財務一括アウトソーシング ・財務顧問 or CFO就任 ・社外取締役、社外監査役就任
4. 国際業務	・アジア進出ネットワーク (シンガポール/北京/大連/上海/深川/香港/マカオ/台湾/ハノイ/ホーチミン/ジャカルタ)
5. 社会保険労務士	・労務、社会保険事務手続代行 ・労務管理コンサルティング ・給与計算 ・人事制度、組織活性化 ・人材育成コンサルティング ・各種助成金申請
6. 行政書士	・法人設立関連業務 ・遺産相続関連業務 ・外国人関連業務 ・建設業許可申請 ・許認可手続代行
7. 企業防衛・リスク管理	・生命保険、損害保険を活用した企業防衛、退職金対策等 ・iDeCo、小規模企業共済、経営セーフティ共済、NISA活用 ・宅地建物取引主任者による不動産マネジメント
8. メディア事業	・WEB制作及び構築、運用コンサルティング ・印刷、取材、記事ライティング業務 ・データ抽出、集計、分析業務 ・システムサポート及び要員育成業務

ご清聴 ありがとうございました



今後とも、宜しくお願い申し上げます！

あなたの会社、**強く**してみせます！



TFSコンサルティンググループ

【四谷オフィス】

〒160-0004
東京都新宿区四谷 3 - 1 1 山一ビル階

【神楽坂オフィス】

〒162-0825
東京都新宿区神楽坂2-13 末よしビル3階

【横浜オフィス】

〒231-0015
神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル11階

【お問い合わせ（四谷オフィス）】

☎ 03(3225)6400(代)

FAX 03(3225)6405

✉ info@tfsnavi.com



TFSグループ 公式HP
<https://www.tfsnavi.jp/>